

○暴走族総合対策本部設置要綱の制定について

(昭和 55 年 4 月 23 日沖例規交指第 1 号)

改正 平成 16 年 7 月沖例規務第 8 号 平成 31 年 3 月 29 日沖例規務第 2 号
令和 3 年 3 月 31 日沖例規務第 13 号

暴走族事案に対する総合的対策を強力に推進し、その根絶と交通秩序の確立を図るため、別添のとおり「暴走族総合対策本部設置要綱」を制定し、昭和 55 年 4 月 23 日から実施することにしたから、これが運用に遺憾のないようにされたい。

暴走族総合対策本部設置要綱

第 1 目的

この要綱は、暴走族（自動車等を運転し集団で最高速度違反、信号無視、整備不良車両運転等の暴走行為を行い、又は行うおそれのあるものをいう。以下同じ。）に対する基本的な総合対策の策定及びその推進について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 対策本部の設置

警察本部に、暴走族総合対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

第 3 対策本部の組織

- 1 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 2 本部長には警察本部長、副本部長には警察本部交通部長、本部員には警察本部の部長及び九州管区警察局沖縄県情報通信部長をもつて充てる。

第 4 対策本部の任務

対策本部は、暴走族の根絶を図り、交通の安全と県民生活の安全及び平穏を確保するため、暴走族対策の基本事項を策定し、その推進を図ることを任務とする。

第 5 対策会議

- 1 本部長は、必要に応じ副本部長及び本部員からなる対策会議を開催し、議事を主宰する。
- 2 本部長は、必要により本部員以外の者に対し、対策会議への出席を求めることができる。

第 6 対策室の設置及び組織

- 1 対策本部に、暴走族対策室（以下「対策室」という。）を置く。
- 2 対策室は、次に掲げる職にある者をもつて構成し、対策本部の決定に基づく実施計画の策定及び別表 1 の担当業務の推進を図るものとする。

(1) 室長

交通部長

(2) 副室長

交通指導課長

(3) 室員

警務課長、広報室長、通信指令課長、捜査第一課長、交通企画課長、交通規制課長、運転免許管理課長、交通機動隊長、警備第二課長、機動隊長、通信施設課長

第 7 対策室会議

- 1 対策室長は、必要に応じ副室長及び室員からなる対策室会議を開催し、議事を主宰する。
- 2 対策室長は、必要により室員以外の者に対し、対策会議への出席を求めることができる。

第8 本部長への報告

対策室長は、対策室において調査、研究審議した事項及び結果を本部長に報告するものとする。

第9 班の設置

- 1 暴走族事案に対する具体的、かつ効果的な警戒取締りを実施するため、対策室に別表2の班を置く。
- 2 班の運営は、対策室長が当たるものとする。

第10 庶務

対策本部及び対策室の庶務は、交通指導課において処理するものとする。

第11 暴走族対策署本部の設置

警察署にあつては、暴走族事案等の状況によつて、対策本部に準じた暴走族対策署本部を設置する。

附 則（平成31年3月29日沖例規務第2号）

附 則（令和3年3月31日沖例規務第13号）

別表1（第6関係）

対策室員	対策業務
警務課長	1 職員の非常招集に関すること。 2 装備に関すること。
広報室長	広報に関すること。
通信指令課長	通信の統制及び運用に関すること
少年課長	1 少年補導に関すること。 2 少年事件の捜査処理に関すること。 3 地域住民に対する協力依頼に関すること。
捜査第一課長	刑事事件の捜査処理に関すること。
交通企画課長	青少年運転者の教育に関すること。
交通規制課長	交通規制に関すること。
交通指導課長	1 暴走族対策の総括に関すること。 2 暴走族事案の防止に関すること。 3 交通取締り及び交通事故事件の捜査処理に関すること。 4 暴走族の実態は握とグループの指導解体に関すること。
運転免許管理課長	運転者の行政処分に関すること。
交通機動隊	交通機動取締りに関すること。
警備第二課長	警備実施に関すること。
機動隊長	1 機動隊の運用に関すること。 2 警戒警備に関すること。

通信施設課長	通信施設の設置及び維持管理に関すること。
--------	----------------------

別表 2 (第 9 関係)

暴走族対策室班編成表

班名	班長	副班長	任務
指揮班	交通指導課長	交通指導課課長補佐	警戒取締りの総合指揮に関すること。
取締り実施班	交通機動隊長	交通機動隊中隊長	警戒取締りの実施に関すること。
情報班	交通指導課長 (兼)	交通指導課課長補佐	情報の収集、管理に関すること。
捜査班	捜査第一課調査官 (強行犯・特殊犯担当)	捜査第一課課長補佐 (強行)	刑事事件の捜査に関すること。
補導班	少年課課長補佐	少年課事件係長	少年補導に関すること。
通信統括班	通信指令課長	通信指令官	通信の統括に関すること。
警備対策班	警備指導官	警備第二課課長補佐 (実施)	警備実施に関すること。 機動隊の運用に関すること。